

2 障害共済年金

(1) 受給要件等

① 受給要件

組合員又は組合員であった者が、次の(ア)～(エ)のいずれかに該当したときに支給されます。

- (ア) 初診日（病気にかかり又は負傷した者がその病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診断を受けた日）に組合員であり、かつ、障害認定日（初診日から起算して1年6月を経過した日又はそれまでに傷病が治ったときはその治った日（症状が固定した日））に3級以上の障害等級（注）に該当する程度の障害の状態にあること（法第81条第1項）

「症状が固定した日」について

症状が固定したと判断できる例として次のようなものがあります。

1. 人工弁、ペースメーカーなどを装着した日
2. 人工透析開始日から3か月を経過した日
3. 上・下肢の切断又は離断した日
4. 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した日
5. 人工肛門、人工膀胱又は尿路変更術を施した日

- (イ) 初診日に組合員であり、障害認定日において3級以上に該当しなかった者が、同一傷病により、その後65歳に達する日の前日までの間に3級以上に該当し、請求したとき（法第81条第3項、第4項）

（注）昭和61年4月1日前に発病又は負傷した傷病については、組合員期間が1年以上となった日後（1年未満の場合には公的年金の期間と組合員期間を合算した期間が1年以上となった日後）に発病又は負傷した傷病に限ります。

さらに、昭和51年10月1日前に発病又は負傷した傷病については、組合員となって1年を経過した後に発病又は負傷した傷病に限ります（経過措置政令第19条第4項）。

- (ウ) 平成6年11月16日（施行日）前に障害共済年金又は障害年金を受ける権利を有していたことがある者（同日において当該年金を受ける権利を有する者を除く。）が、当該年金の給付事由となった傷病により施行日に3級以上の障害状態にあるとき、又は施行日の翌日から65歳に達する日の前日までの間において3級以上の障害等級に該当したときで、施行日から65歳に達する日の前日までの間に請求したとき（6年改正法附則第8条第1項・第2項）

- (エ) 次の(a)、(b)のいずれも満たしていること（法第81条第5項）

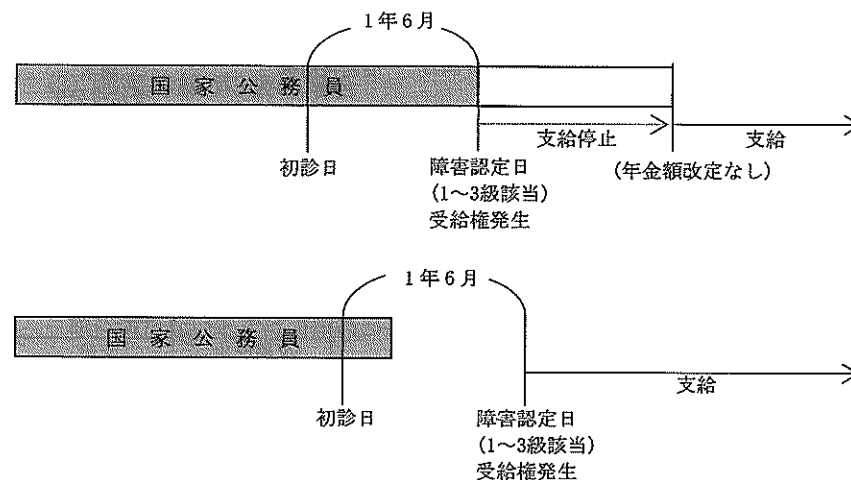
- (a) 基準傷病（組合員である間に初診日がある傷病）の初診日が、他の全ての傷病に係る初診日（必ずしも組合員である間の初診日に限りません。）以後であること
- (b) 基準傷病に係る障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、基準障害（基準傷病による障害）と他の障害（基準傷病以外の傷病による障害（基準外傷病））とを併合して初めて2級以上の障害等級に該当する程度の障害の状態になったこと。

（注）障害共済年金を支給すべき障害の状態（1級～3級）は、施行令別表第一に定めるところによります（施行令第11条の7の6）。

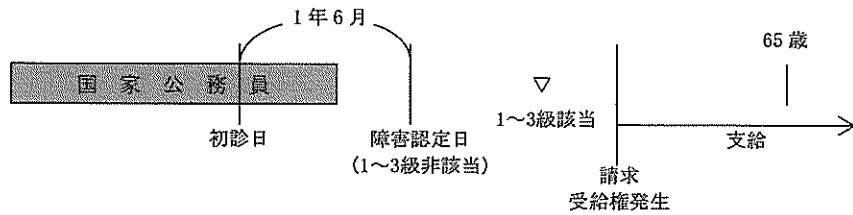
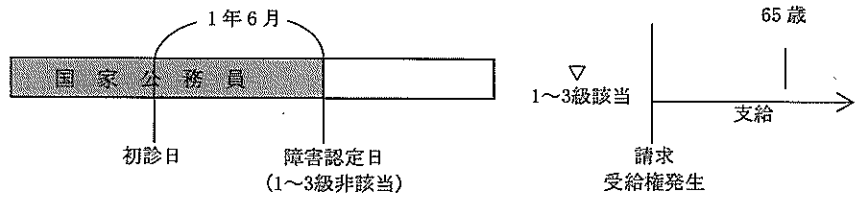
② 受給権の消滅（法第87条の3）

- (ア) 死亡したとき
- (イ) 障害等級に該当しない者が65歳に達したとき。ただし、65歳に達した日において、障害等級に該当しなくなった日から3年を経過していないときを除きます。
- (ウ) 障害等級に該当しなくなった日から3年を経過したとき。ただし、65歳未満のときは除きます。

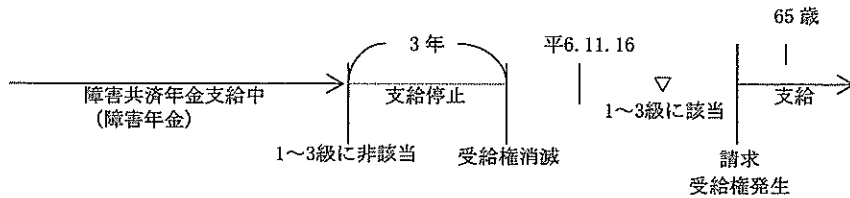
①(ア)の例



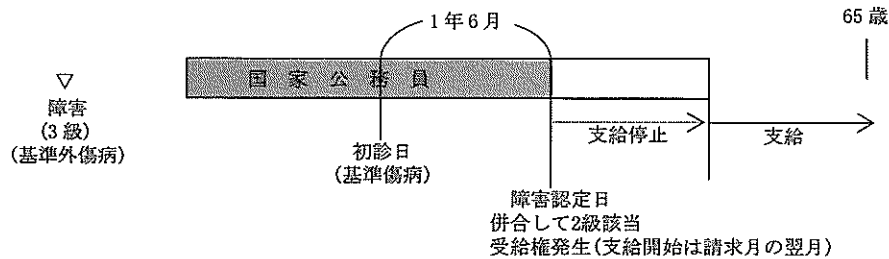
①(イ)の例 事後重症



①(ウ)の例



①(エ)の例



(2) 年金額

厚生年金相当額と職域加算額の合計額が年金額となります。

また、障害の程度が1級又は2級の場合で、加給年金額の加算要件を満たしている配偶者がいる場合には当該額が加算されます(法第82条、第83条)。

なお、障害の程度が1級又は2級に該当したときは、障害共済年金と併せて国民年金法による障害基礎年金の受給権も発生します。

障害共済年金は、組合員として在職している間は原則として支給が停止されますが、総報酬月額相当額と年金額の合計額によっては、年金額の一部が支給される場合があります(障害基礎年金は在職中であっても支給されます。)

① 障害等級が1級の場合

$$\text{年金額} = (\text{厚生年金相当額} + \text{職域加算額}) \times \frac{125}{100} \text{ (注)} + \text{加給年金額} + \text{障害基礎年金}$$

(注) 公務等による職域加算額については、当該割合を乗じる対象から除かれます。

(それぞれの額の計算方法については、次頁以下参照)

② 障害等級が2級の場合

$$\text{年金額} = \text{厚生年金相当額} + \text{職域加算額} + \text{加給年金額} + \text{障害基礎年金}$$

(それぞれの額の計算方法については、次頁以下参照)

③ 障害等級が3級の場合

$$\text{年金額} = \text{厚生年金相当額} + \text{職域加算額}$$

(それぞれの額の計算方法については、次頁以下参照)

※ 公務等による障害共済年金の額が、障害の程度に応じて定められた次の額に満たないときは当該額が保障されます(法第82条第3項)。

1級	4,195,300円	} (注)
2級	2,591,200円	
3級	2,344,500円	

(注) 障害等級が1級又は2級の場合には、加給年金額(対象者がいる場合)が加算されます。

障害状態の基本

1 級

身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとします。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものです。例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないものまたは行ってはいけないもの。すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものです。

2 級

身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとします。この日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものです。例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないものまたは行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家庭内に限られるものです。

3 級

労働が著しい制限を受けるかまたは労働に制限を加えることを必要とする程度のものとしてします。また、「傷病が治らないもの」にあつては、労働が制限を受けるかまたは労働に制限を加えることを必要とする程度のものとしてします。

障害共済年金にかかる障害の程度

国家公務員共済組合法施行令

別表第一（第十一条の七の六関係）

障害の程度	障害の状態	
一級	一	両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
	二	両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
	三	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	四	両上肢のすべての指を欠くもの
	五	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	六	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	七	両下肢を足関節以上で欠くもの
	八	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	九	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
	一〇	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
	一一	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも
二級	一	両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの
	二	両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの
	三	平衡機能に著しい障害を有するもの
	四	そしゃく機能を欠くもの
	五	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	六	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	七	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	八	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	九	一上肢のすべての指を欠くもの
	一〇	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	一一	両下肢のすべての指を欠くもの
	一二	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	一三	一下肢を足関節以上で欠くもの
	一四	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	一五	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも
	一六	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも
	一七	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

三級	一	両眼の視力が〇・一以下に減じたもの
	二	両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	三	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	四	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	五	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	六	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
	七	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	八	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失つたもの
	九	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
	一〇	一下肢をリスフラン関節以上で失つたもの
	一一	両下肢の十趾の用を廃したもの
	一二	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	一三	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	一四	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(おや指にあつては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失つたもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節(第一趾にあつては、趾節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 五 この表の三級の項第十四号に掲げる障害の程度は、厚生年金保険法施行令別表第一の相当規定に基づいて厚生大臣が定めたものに限るものとする。

障害一時金にかかる障害の程度

国家公務員共済組合法施行令

別表第二（第十一条の七の十関係）

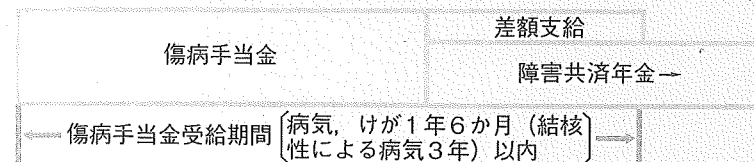
番号	障害の状態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
六	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
七	そしやく又は言語の機能に障害を残すもの
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九	脊柱の機能に障害を残すもの
一〇	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一一	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
一二	一下肢を三センチメートル以上短縮したもの
一三	長管状骨に著しい転移変型を残すもの
一四	一上肢の二指以上を失つたもの
一五	一上肢のひとさし指を失つたもの
一六	一上肢の三指以上の用を廃したもの
一七	ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの
一八	一上肢のおや指の用を廃したもの
一九	一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
二〇	一下肢の五趾の用を廃したもの
二一	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 趾を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失つたもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあつては、趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

例

傷病手当金支給時に障害共済年金を受給する場合



(注)……傷病手当金の日額 障害共済年金の日額

$$\text{支給日額} = \left\{ \text{標準報酬の月額} \times \frac{1}{22} \times \frac{2}{3} \right\} - \left\{ \text{障害共済年金の額} \times \frac{1}{264} \right\}$$

6 勤務を休んだとき

Ⅱ 短期給付

組合員（任意継続組合員を除く）が公務外の病気やけがあるいは出産などのため勤務を休み、報酬の全部又は一部が支給されなくなったときは、次の手当金が支給されます。

1 病気で休んだとき

傷病手当金

組合員（任意継続組合員を除く）が病気やけがのため勤務を休み、報酬の全部又は一部が支給されないときは、勤務ができなくなった日以後3日を経過した日から、次の傷病手当金（又は同附加金）が支給されます。

	傷病手当金	傷病手当金附加金
支給期間	病気・けがが1年6か月間結核性の病気3年間にわたって支給されます。	傷病手当金の支給期間が満了した後、なお療養のため勤務ができないときに [*] 一定期間支給されます。
支給額	1日につき 標準報酬の日額 $\times \frac{2}{3}$ (注) 1 報酬の一部が支払われているときは、傷病手当金との差額だけ支給されます。 ☆ 2 受給者が同一の病気やけがにより障害共済年金（障害基礎年金を含む）又は障害一時金を受取る場合は、傷病手当金が障害給付を上回る場合に、その差額分だけ支給されます。	傷病手当金と同額

勤務を要しない日（週休・日曜日など）については支給されません。
^{*}当該組合員の資格を喪失したとき、又は休職になった日から3年を経過した日以後は支給されません。

傷病手当金請求書に、療養のため勤務できないことに関する医師の証明を受けて提出してください。なお、報酬との調整がありますので、報酬支給額証明書も添えて提出してください。

2 出産で休んだとき

出産手当金

組合員（任意継続組合員を除く）が出産のため勤務を休み報酬の全部又は一部が支給されないときは、次の出産手当金が支給されます。

	出産の日		
支給期間	<table border="1"> <tr> <td>42日 (多胎妊娠の場合は98日)</td> <td>56日</td> </tr> </table> 98日（154日）の間において勤務できなかった期間について支給されます。	42日 (多胎妊娠の場合は98日)	56日
42日 (多胎妊娠の場合は98日)	56日		
支給額	1日につき、標準報酬の日額 $\times \frac{2}{3}$ 報酬の一部が支払われているときは、出産手当金との差額分だけ支給されます。		

- 1 正常分娩・異常分娩を問わず、妊娠4か月以上の出産が対象となります。
- 2 出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）となります。
- 3 出産した当日は、出産の日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）に含まれます。
- 4 勤務を要しない日（週休・日曜日など）については、支給されません。

出産手当金請求書に、出産に関する医師又は助産師の証明を受けて提出してください。また、報酬との調整がありますので、報酬支給額証明書も添えて提出してください。